
研究資料

林地開発に関する研究

—— 鳥取県における林地開発の現状 ——

小笠原隆三*

植木一孔*

森本俊朗*

Studies on the Access of Forest Land

— Present Situation on the Access of Forest Land in Tottori Prefecture —

Ryuzo OGASAWARA *

Ikko UEKI *

Toshro MORIMOTO *

Summary

The total number was 1414 and total area was 2780 ha regard to forest land access in 14 years from 1975 to 1988 in Tottori prefecture.

The most large ratio of access area was in agriculture, secondly was in leisure-sightseeing.

The ratios of access area were 49% in Renraku-chosei, 31% in Kaihatu and 20% in Hoanrin-kaijo.

The access area of the leisure-sightseeing was tend to increase.

It was considered that the increase of the access area in leisure-sightseeing becomes a serious problem in future.

The differences among transference and diversion in forests in small. But this fact does not convey non-problem in forest access in Tottori prefecture.

I 緒言

近年、地球規模での環境悪化が大きな問題となってきたが、そうした中で熱帯林の破壊など森林問題も大きくクローズアップされるようになった。

* 鳥取大学農学部 農林総合科学科 森林生産学講座
Department of Forestry Science, Faculty of Agriculture, Tottori University

我国においても、森林の環境としてのウエートが次第に高まってき、森林は再発見されるべきふるさと空間として位置づけられるようになったりし、森林を総合的に利用していこうとするうごきが一段と高まってきた。

すなわち、我国の国民経済の急速な発展により、所得の増大、余暇の増大などがおこるとともに価値観の多様化もみられ、それにもなつて森林に対しても木材生産など特定の機能のみに片寄ることなく、森林のもつ多くの機能を総合的に利用していこうとするうごきが益々つよまってきた。

森林地帯におけるスキー場やゴルフ場の造成も広い意味では森林空間の総合的利用に入らないこともないが、これらの大規模な造成は森林機能を低下させ、生活環境の悪化をもたらす危険を多分にもっている。現に、問題となっているところもみられる。

森林は、材木生産機能とともに環境としての機能も益々重要視されてきている中で、これらの機能を著しくそこなう林地開発はさげなければならないことは当然である。

近年、リゾート法の制定とあいまつて、森林を他に転用して地域の活性をはかろうとするうごきが活発になってきた。

鳥取県の場合、森林開発の対象森林はほとんどは天然林であり、その天然林の主体は広葉樹であることが多い。

広葉樹林は、近年、森林の公益的機能の重視などの理由により見直されてきている中で、林地開発による広葉樹林の破壊は、手ばなしで喜ぶことのできないものがある。

鳥取県においても、これらの貴重な森林資源を有効に利用していくことはこれから重要な課題であり、そのためにも林地開発は適正なものでなければならない。

本報告では、鳥取県における林地開発を適正なものにするための方策をうるための基礎的研究として、鳥取県において林地開発がどの程度行われているものか、その実態を調べたものである。

本報告をとりまとめるに当り、貴重な資料を提供していただいた鳥取県林務課および造林課に厚くお礼を申し上げる。

II 調査地および調査方法

1. 調査地

調査対象地である鳥取県は、山陰道の中央部に位置し、北は日本海に面し、東、西、南の三方は兵庫県、島根県、岡山県、広島県に接している(図1)。鳥取県は、4市31町4村からなり、人口は64万人程である。総面積は349万haあり、このうち森林面積は25.8万haで、総面積に対する割合は74%と高い。森林面積のうち、民有林は22.8万haで、

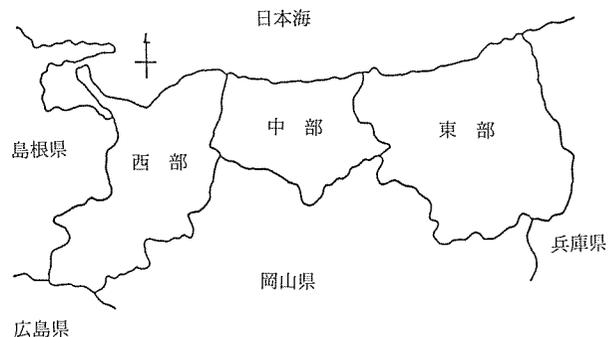


図1 鳥取県概況図

国有林は3.0万 ha である。

林地開発を地域別でみる場合は、鳥取森林計画区と八頭森林計画区を東部、倉吉森林計画区を中部、米子森林計画区と日野森林計画区を西部とした。東部、中部、西部の森林面積は、それぞれ、12万 ha, 5.3万 ha, 8.5万 ha である。

2. 調査方法

林地転用に関しては、林地開発許可制度が制定された昭和49年度の翌年度の昭和50年度から昭和63年度までの14年間における林地開発の件数および面積を調べた。¹⁻⁵

林地開発の種類は、開発、連絡調整、保安林解除の3種類とした。林地の転用面積と転入面積の比較は、地域森林計画区ごとに行った。各計画区とも最近10年間の計画書に示された実際に移動した面積を用いた。

III 結果および考察

1. 鳥取県全体

鳥取県において、林地開発許可制度が発足した翌年の昭和50年から昭和63年までの14年間における用途別開発許可件数をみると図2のようである。

14年間における林地転用件数は1414件で、その内訳は一般道路用地が31%と最も多く、林道用地が27%で、これら道路分野で58%を占めている。次いで、公共施設用地12%、農業用地11%、土砂採取用地9%、住宅、工場等用地5%、レジャー、観光用地4%、畜産用地1%の順となっている。

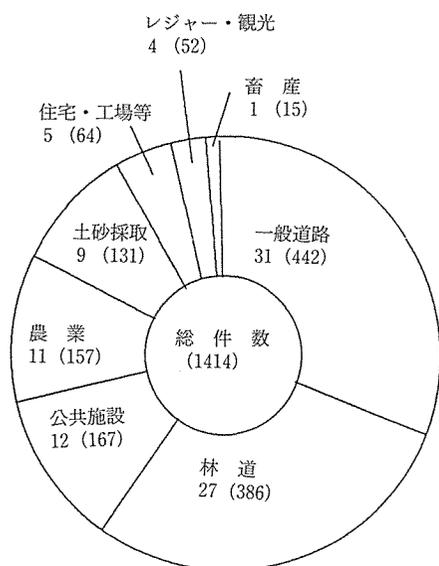


図2 鳥取県全域の用途別の許可件数の構成
期間：昭和50～63年度(累計)
単位：% () は件数(件)

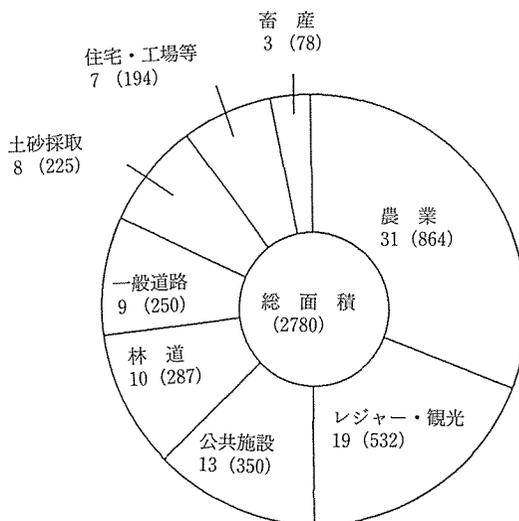


図3 鳥取県全域の用途別の許可面積の構成
期間：昭和50～63年度(累計)
単位：% () は面積(ha)

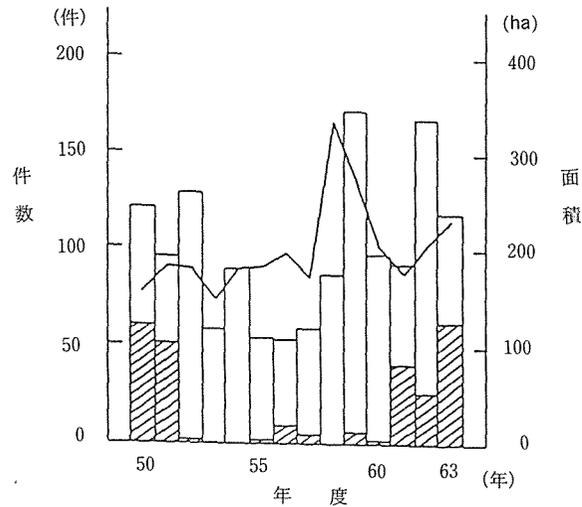


図4 鳥取県全域の許可件数・面積の推移

期間：昭和50～63年度

□：面積 (ha)
 ▨：レジャー・観光用地の面積 (ha)
 —：件数 (件)

この14年間では、近年注目されてきているレジャー、観光の件数はわずか4%と意外に少ない値を示している。

次に、林地転用を面積でみると図3のようである。開発総面積は2780haで、その内訳は農業地が31%と最も多く、次いでレジャー、観光用地が19%、公共施設用地が13%、林道用地が10%、一般道路用地が9%、土砂採取用地が8%、住宅・工場等用地が7%、畜産用地が3%となり、件数の場合と順位は大きく異なっている。これは、農業用地やレジャー、観光用地は1件当りの平均面積が大きいのに対し、道路分野の方が小さいことによるものである。

鳥取県全体の許可件数とその面積の14年間の推移をみると図4のようである。件数についてみると、昭和58年度まではピークにしていたん減少するが、昭和62年度から再び増加の傾向がみられる。

面積の方は、昭和56年度頃までは減少傾向がみられるが、それ以降は明らかに増加していく傾向がみられる。その中でもレジャー、観光用地が大きなウェートを占めるようになってきている。

次に、用途別の許可件数および面積の推移をみると図5 a～5 dのようである。

レジャー、観光用地の場合は、件数ではごくわずかに増加傾向を示しているにすぎないが、その面積については最近急速に増加しており、その中でもゴルフ場の占める割合は非常に大きい。

土砂採取用地は、件数、面積ともわずかながら増加傾向を示している。

畜産用地は、件数、面積とも少なく推移もはっきりした傾向を示していない。

農業用地は、件数は横ばい状態であるが、面積では昭和59年度、昭和60年度に多かった以外は、むしろわずかながら減少している傾向がみられる。

住宅・工場等用地については、昭和60年度に津ノ井ニュータウン造成がはじまったため面積で著

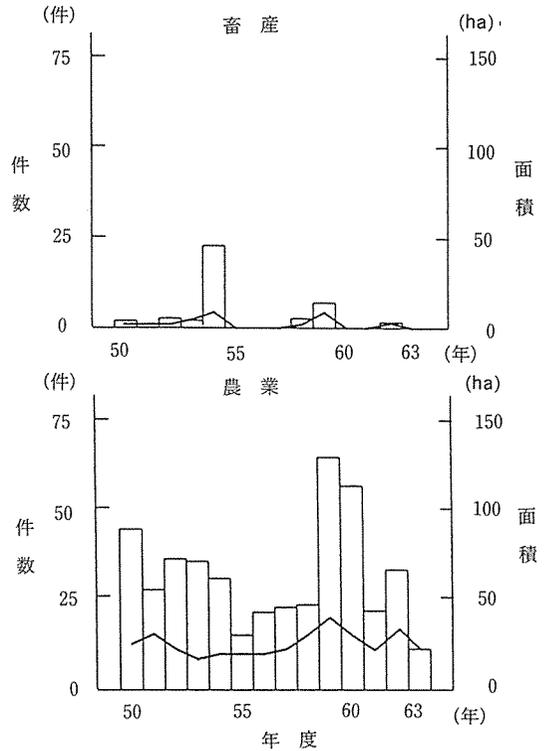
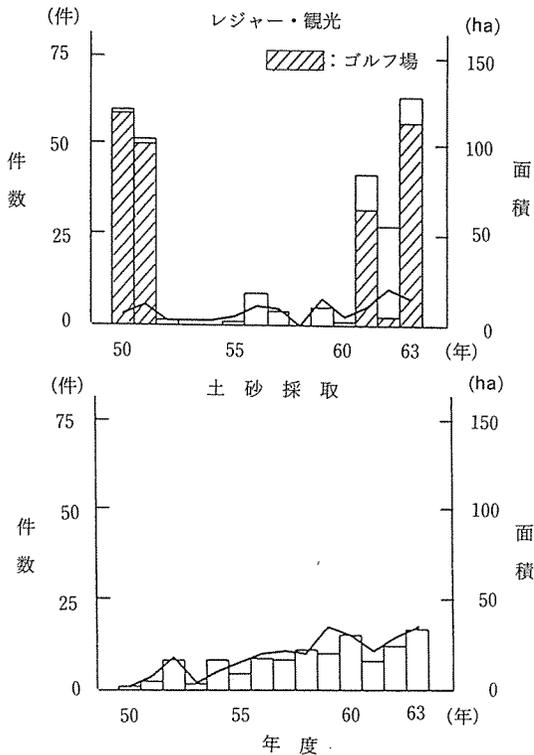


図5 a 用途別の許可件数・面積の推移
 期間：昭和50～63年度（累計）
 □：面積(ha)
 ▨：件数(件)

図5 b 用途別の許可件数・面積の推移
 期間：昭和50～63年度（累計）
 □：面積(ha)
 ▨：件数(件)

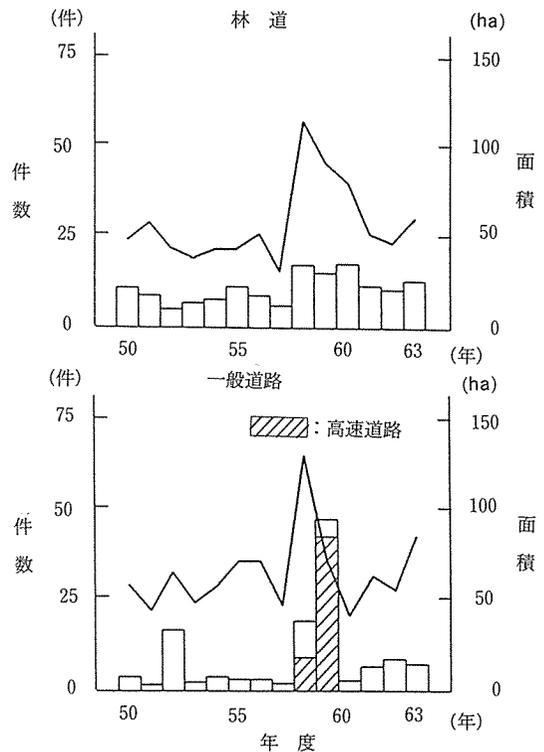
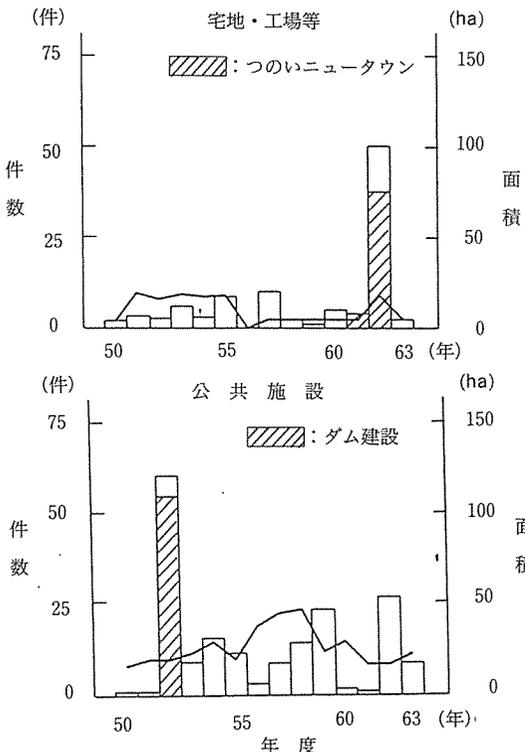


図5 c 用途別の許可件数・面積の推移
 期間：昭和50～63年度（累計）
 □：面積(ha)
 ▨：件数(件)

図5 d 用途別の許可件数・面積の推移
 期間：昭和50～63年度（累計）
 □：面積(ha)
 ▨：件数(件)

しい突出を示しているが、それ以外では大きな変動がみられない。

公共施設用地では、昭和52年度に江府町のダム建設により面積でとびぬけて多くなっているが、その他の年度ではバラツキがみられる。

道路分野では、件数で見ると昭和58年度、昭和59年度に多いが、それ以外ではバラツキが大きい、横ばい状態を示している。面積では昭和59年度に高速道路造成のために著しく大きい値を示している以外は、それほど大きな変化はみられない。

全体で見ると、レジャー、観光用地の面積が、最近著しく増加してきており、その中でもゴルフ場の占める割合の大きいことが注目される。

リゾート法の制定により、鳥取県の林地開発におけるレジャー・観光用地の占める割合は、今後も益々大きくなっていくことが予想される。

2. 東部, 中部, 西部

鳥取県を東部, 中部, 西部に分け, 地域別の許可件数, 許可面積をみると図6~7のようである。

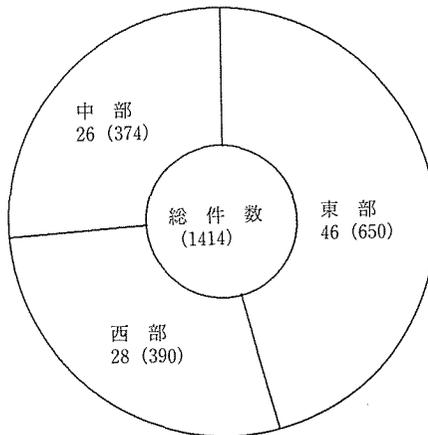


図6 地域別の許可件数の構成
期間：昭和50～63年度(累計)
単位：% () は件数(件)

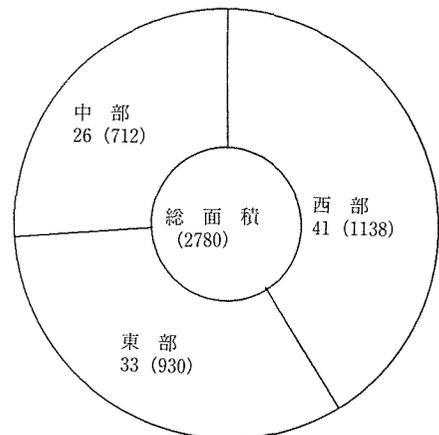


図7 地域別許可面積の構成
期間：昭和50～63年度(累計)
単位：% () は面積(ha)

件数では、東部が46%と半数近くを占め、次いで西部の28%、中部の26%の順となる。

面積で見ると、西部が41%と最も多く、次いで東部の33%、中部の26%となる。

このように、件数と面積で違いの生じたのは、地域によって1件当りの面積に大きな違いがあるからである。すなわち、1件当りの平均面積をみると、東部で1.4ha、中部で1.9ha、西部で2.8haであり、西部は東部の2倍を示している。

なお、地域の全森林面積に対する許可面積の割合をみると、東部で0.78%と少ないが、中部と西部では1.38%と倍近い値を示している。

次に、地域ごとに用途別の許可件数をみると図8 a~8 cのようである。

東部では一般道路が32%、林道が31%で、この両者が63%も占めている。以下公共施設が12%、農業が10%、土砂採取が7%、住宅、工場等とレジャー・観光がそれぞれ4%となっている。

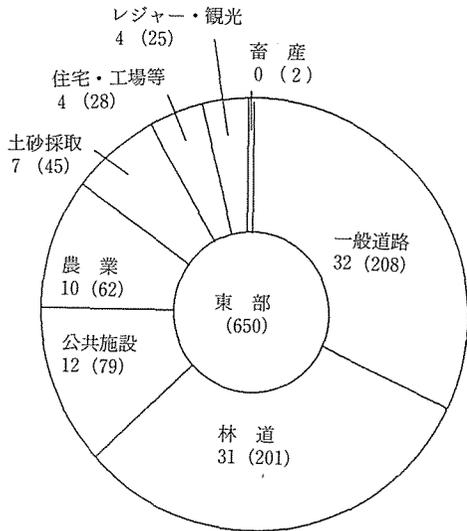


図 8 a 地域別・用途別の許可件数の構成
 期間：昭和50～63年度(累計)
 単位：% () は件数(件)

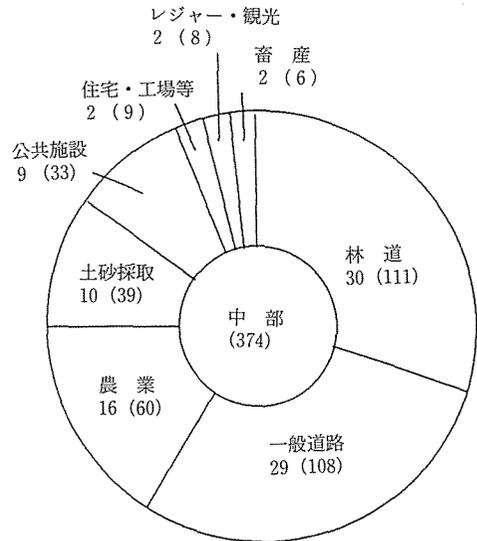


図 8 b 地域別・用途別の許可件数の構成
 期間：昭和50～63年度(累計)
 単位：% () は件数(件)

中部では、一般道路が30%、林道が29%でこの両方で59%を占め、次いで農業が16%、土砂採取が10%、公共施設が9%、住宅、工場等とレジャー、観光がそれぞれ2%となっている。

西部では、一般道路が32%、林道が19%で、やはり両方で半分以上を占め、次いで公共施設が14%、土砂採取が12%、農業9%、住宅、工場等が7%、レジャー、観光が5%、畜産が2%となっている。

各地域とも一般道路と林道の道路関係の多いことは共通している。それに対して、最近話題になることの多いレジャー・観光が各地ともほとんど最下位を占めている。

次に、地域毎に用途別に許可面積をみると図 9 a～9 c のようである。

東部においては、レジャー・観光が28%と最も大きく、次いで農業の19%、林道の15%、住宅・工場等の13%、公共施設の9%、土砂採取の8%、一般道路と畜産のそれぞれ4%となっている。このように件数の場合と大きく異なり、件数

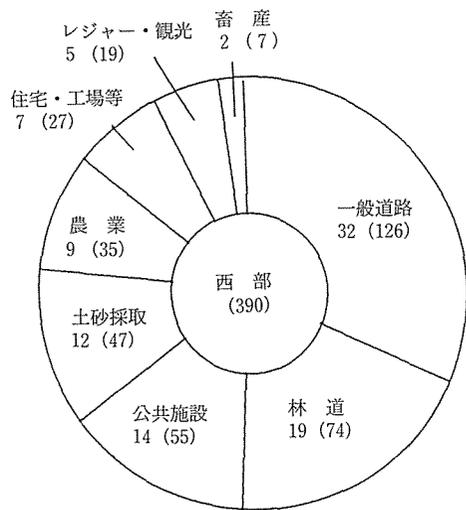


図 8 c 地域別・用途別の許可件数の構成
 期間：昭和50～63年度(累計)
 単位：% () は件数(件)

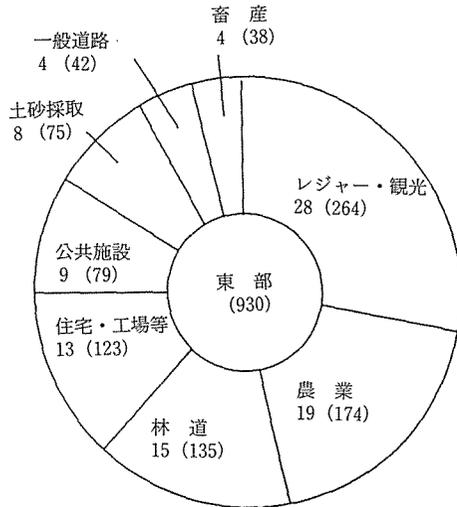


図9 a 地域別・用途別の許可面積の構成
 期間：昭和50～63年度(累計)
 単位：% ()は面積(ha)

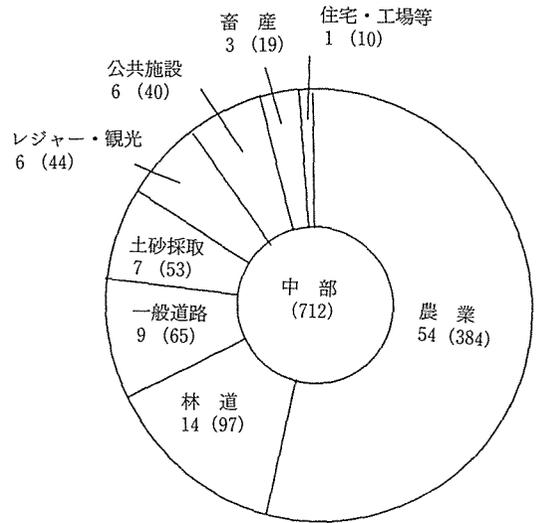


図9 b 地域別・用途別の許可面積の構成
 期間：昭和50～63年度(累計)
 単位：% ()は面積(ha)

で最下位であったレジャー・観光が面積ではトップを占めている。

中部では、農業は54%と圧倒的に大きく、次いで林道の14%、一般道路の9%、土砂採取の7%、レジャー・観光と公共施設がそれぞれ6%、畜産の3%、住宅・工場等の1%となっている。中部の場合は、農業用地の多いのが特徴であり、東部で最も大きかったレジャー・観光が非常に小さい値を示している。

西部においても農業が27%と最も大きい値を示しているが、中部にくらべると半分程にすぎない。以下、公共施設とレジャー・観光が20%、林道の19%、一般道路の13%、土砂採取が8%、住宅・工場等が5%、畜産が2%となっている。

以上のように、地域によって差がみられ、東部ではレジャー・観光の割合が大きく、中部と西部は農業の割合が大きいが、西部ではレジャー・観光の占める割合も大きい点で中部とっている。

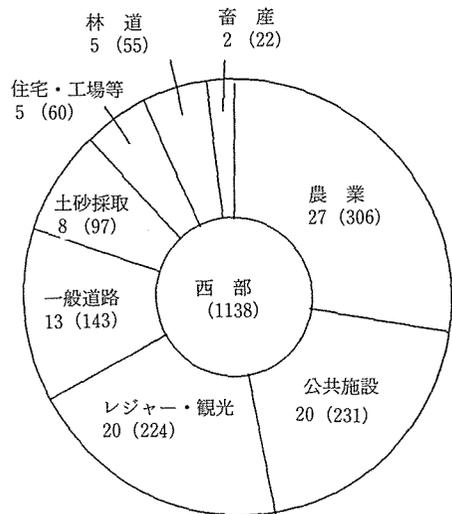


図9 c 地域別・用途別の許可面積の構成
 期間：昭和50～63年度(累計)
 単位：% ()は面積(ha)

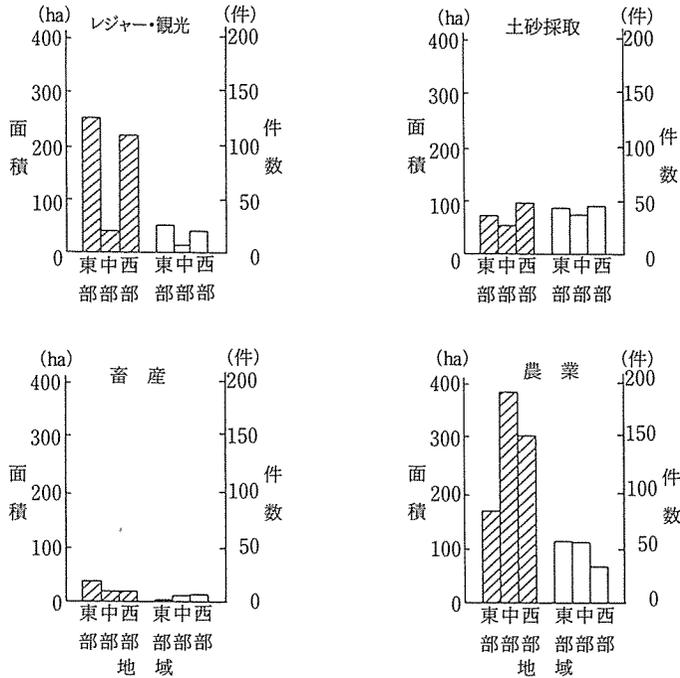


図10 a 用途別・地域別の許可面積・件数の比較

期間：昭和50～63年度（累計）

▨：面積(ha)
□：件数(件)

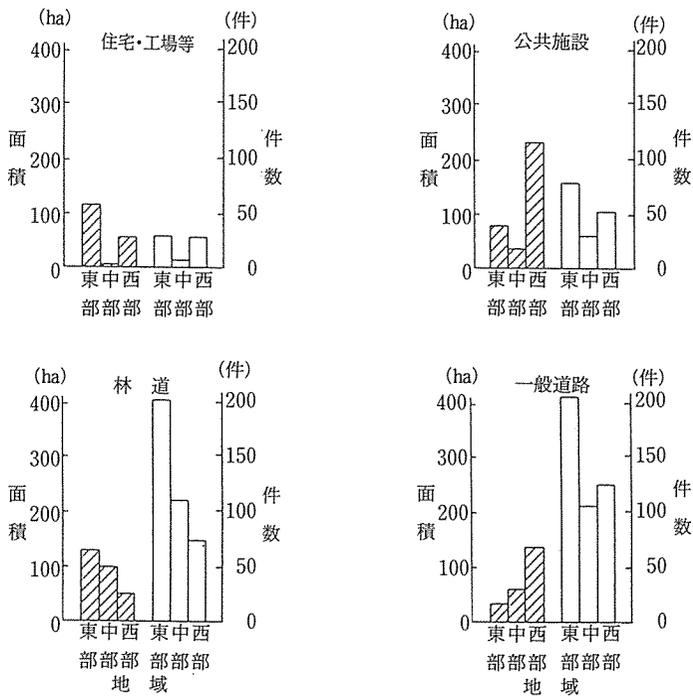


図10 b 用途別・地域別の許可面積・件数の比較

期間：昭和50～63年度（累計）

▨：面積(ha)
□：件数(件)

用途毎に地域別許可件数および許可面積をみると図10a～10b のようである。

レジャー・観光については、東部と西部は中部にくらべて、面積、件数とも大きい。

土砂採取と畜産については、地域による大きな差はみとめられない。

農業については、面積で中部が最も大きく東部の2倍程であるが件数ではほとんど変わらない。これは中部においては大規模な梨園や畑地の造成が行われたためとされている。

住宅、工場等の面積で東部が大きな値を示しているのが津ノ井ニュータウンの造成によるものであり、公共施設と一般道路の面積で西部が大きい値を示しているのは、江府町におけるダム造成、米子自動車道造成が大きく影響している。

3. 林地転用の種類

林地転用の種類は、開発、連絡調整、保安林解除の3種類に分けられる。

開発とは、林地開発許可制度により（都道府県知事の）許可を必要とするもので、概して民間によるものである。

連絡調整とは、国又は地方公共団体が行う場合、非常災害のために必要な応急措置として行う場合、省令で定める事業の施行として行う場合があり、許可を必要としない場合のものである。

保安林解除は、保安林に適応されるものである。

許可の種類別にみた件数および面積をみると図11～12のようである。

件数の内訳をみると、保安林解除が79%と大部分を占め、次いで開発の13%、連絡調整の8%の順となっている。

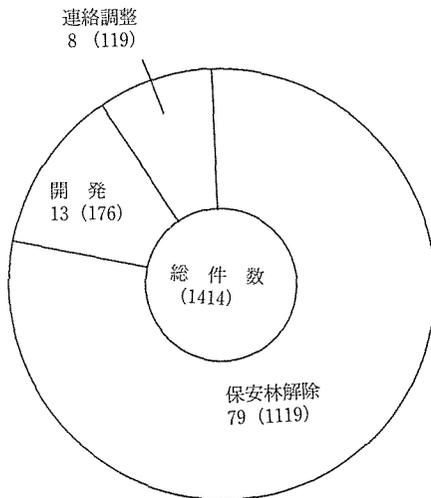


図11 許可の種類別の許可件数の構成
期間：昭和50～63年度(累計)
単位：% () は件数(件)

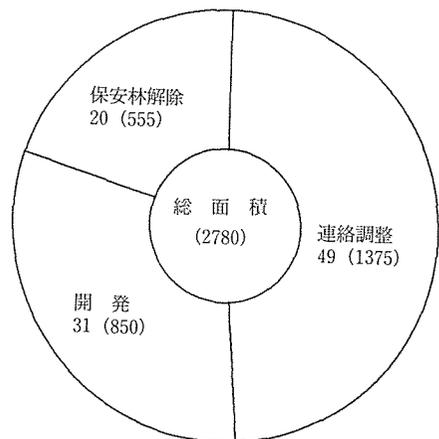


図12 許可の種類別の許可面積の構成
期間：昭和50～63年度(累計)
単位：% () は面積(ha)

次に、面積で見ると件数の場合と大きく異なり、連絡調整が49%と半分を占め、次いで開発の31%、保安林解除の20%となっている。

これは、連絡調整ではダム造成、ニュータウン造成など規模の大きい転用が多いのに対して保安林解除の場合は小さい面積であることによるものである。

すなわち、1件当りの面積を比較すると、保安林解除で0.5ha、開発で5 ha、連絡調整で12haと種類により面積に大きな差がみられる。

次に、種類別に許可件数および面積をみると図13a～13b および図14a～14b のようである。

件数で見ると、開発ではわずかながら増加傾向を示しているが、連絡調整はほぼ横ばい状態であり、保安林解除はバラツキがみられるが横ばい状態とみてよいだろう。

開発の面積の場合は、昭和52年度で急速に減少しているが、それ以降は次第に増加してきている。連絡調整の場合は年度によって大きな差がみられない。保安林解除の場合は年度によって大きな差はみられない。

しかし、わずかながら増加している傾向がみられるようだ。

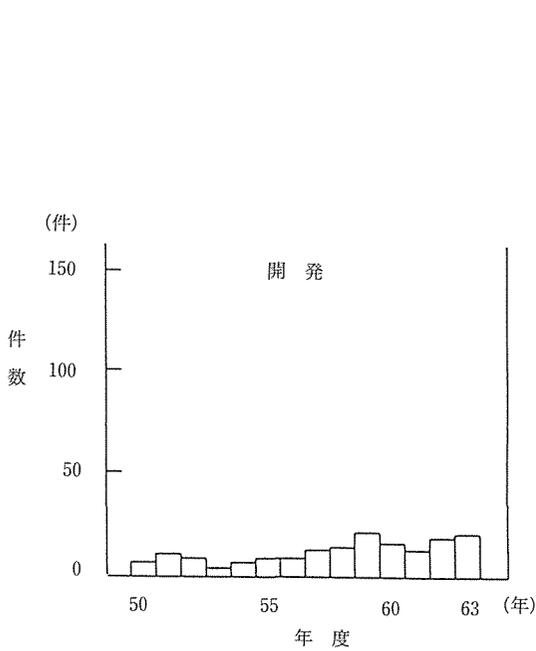


図13 a 許可の種類別の許可件数の推移
 期間：昭和50～63年度（累計）
 □：件数(件)

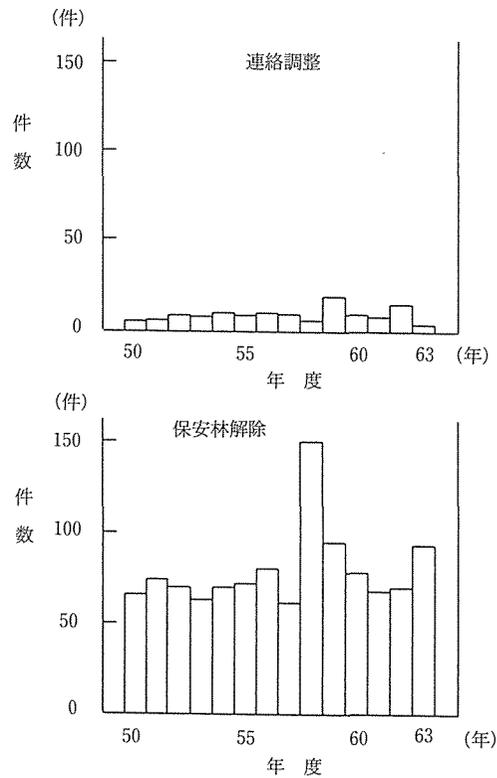


図13 b 許可の種類別の許可件数の推移
 期間：昭和50～63年度（累計）
 □：件数(件)

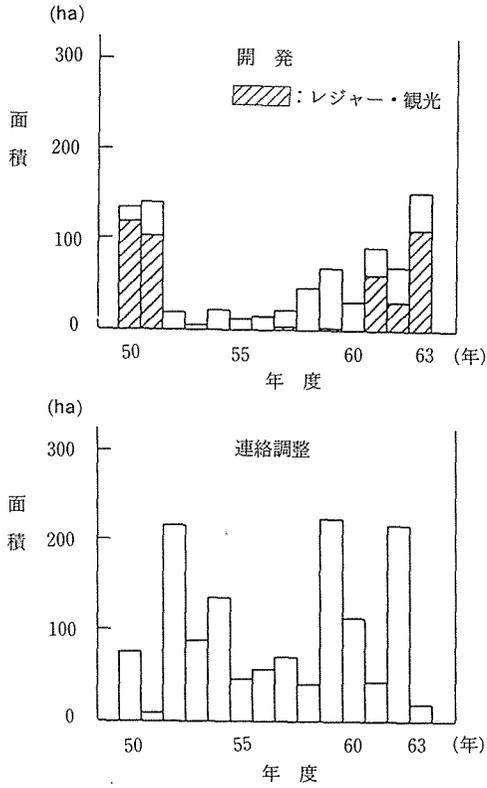


図14 a 許可の種類別の許可面積の推移
期間：昭和50～63年度（累計）
□：面積 (ha)

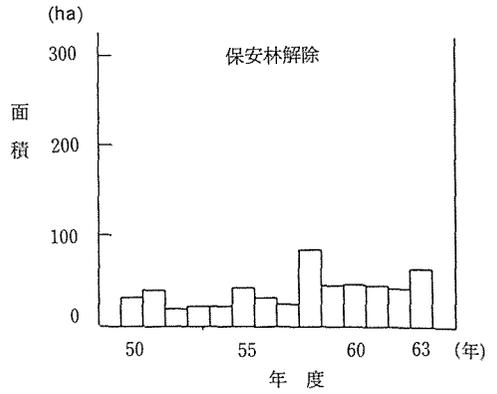


図14 b 許可の種類別の許可面積の推移
期間：昭和50～63年度（累計）
□：面積 (ha)

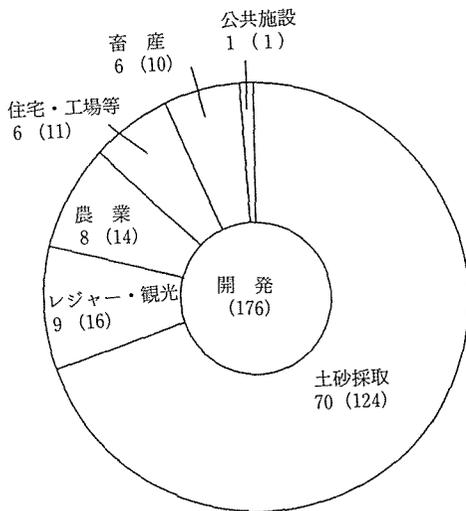


図15 a 許可の種類別・用途別の許可件数の構成
期間：昭和50～63年度（累計）
単位：% () は件数(件)

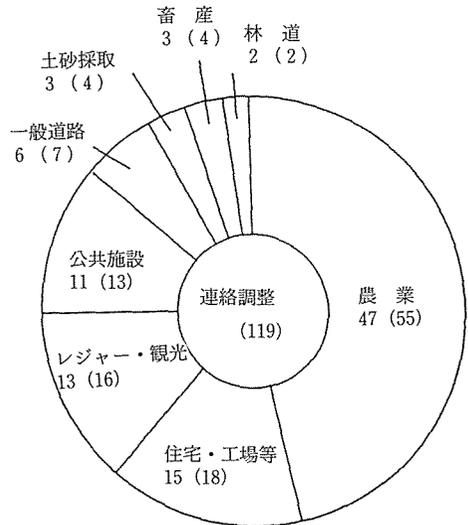


図15 b 許可の種類別・用途別の許可件数の構成
期間：昭和50～63年度（累計）
単位：% () は件数(件)

種類毎の用途別の件数をみると図15a~15cのようである。

開発では、土砂採取が70%と大部分を占め、次いでレジャー、観光が9%、農業が8%、住宅、工場等と畜産がそれぞれ1%となっている。土砂採取の多いのは、1カ所の採取場で採取面積を拡大するたび許可をとることが関係している。

連絡調整については、農業が47%とほぼ半分を占め、次いで住宅、工場等が15%、レジャー・観光の11%、一般道路が6%、土砂採取と畜産がそれぞれ3%、林道が2%となっている。

保安林解除では、一般道路が39%、林道が34%で、この道路関係で73%も占めている。

以下、公共施設が14%、農業が8%、住宅・工場等が3%、レジャー・観光が2%となっている。

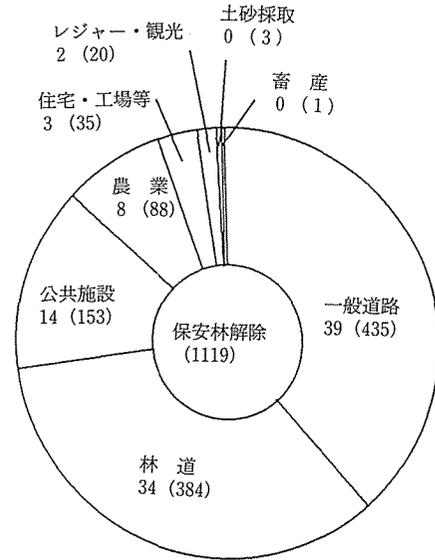


図15c 許可の種類別・用途別の許可件数の構成
期間：昭和50~63年度(累計)
単位：% ()は件数(件)

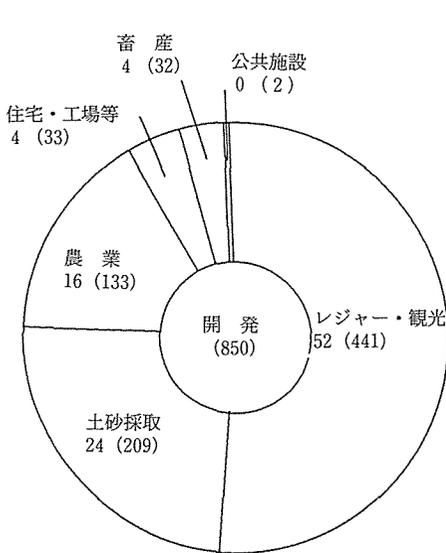


図16a 許可の種類別・用途別の許可面積の構成
期間：昭和50~63年度(累計)
単位：% ()は面積(ha)

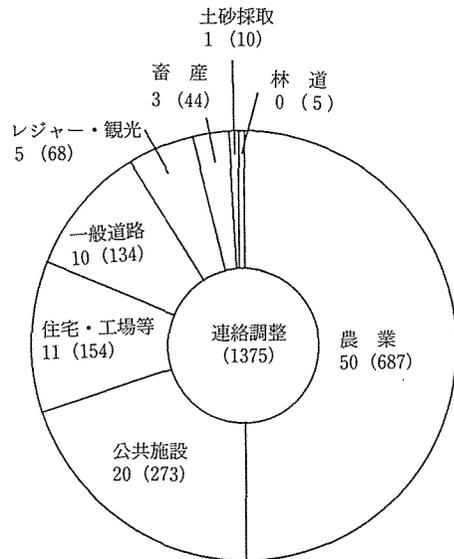


図16b 許可の種類別・用途別の許可面積の構成
期間：昭和50~63年度(累計)
単位：% ()は面積(ha)

以上のように件数において、開発では土砂採取が、連絡調整では農業が、保安林解除では道路関係が最も多くなっている。

次に、これを面積でみると図16a～16cのようである。

開発の場合は、レジャー・観光が52%と半分を占め、次いで土砂採取の24%，農業の16%，住宅，工場等と畜産の4%の順となっている。

連絡調整では、農業が50%と半分を占め、次いで公共施設の20%，住宅・工場等の11%，一般道路の10%，レジャー・観光の5%，畜産の3%，土砂採取の1%となっている。

保安林解除の場合は、林道の51%，一般道路の21%と道路関係で71%となっている。これは件数の場合とほとんど同じ割合である。以下、公共施設の14%，農業の8%，レジャー・観光の4%，土砂採取と住宅，工場等のそれぞれ1%の順となっている。

面積の場合のトップは、連絡調整と保安林解除では件数の場合と同じであるが、開発では、件数で70%を占めていた土砂採取が24%と少なく、9%であったレジャー・観光が52%と非常に大きな値を占めている。これは、1件当りの面積がレジャー・観光が土砂採取にくらべてはるかに大きいことによるものである。

林地転用を面積でみた場合、開発分野が次第に増加し、その中でもレジャー・観光の占める割合が非常に高い。この傾向は今後益々つよまっていくものとみられる。

4. 林地の転用面積と転入面積

(1) 鳥取地域森林計画区

鳥取森林計画区における転用面積と転入面積をみると図17，表1～2のようである。

10年間のトータルでみると、転用面積が903ha，転入面積が1095haで転入の方が上まわり，林地が192ha増加したことになる。

10年間の用途別転用面積をみると、農業用地が454haとだんぜん多く、次いでレジャー用地の134ha，住宅用地の91ha，道路用地の70ha，採石用地の21ha，その他133haとなっている。

それに対して、転用面積をみると農業用地（田，畑が316ha，樹園が113ha，採草地在4ha），原野が417ha，その他が245haとなっている。

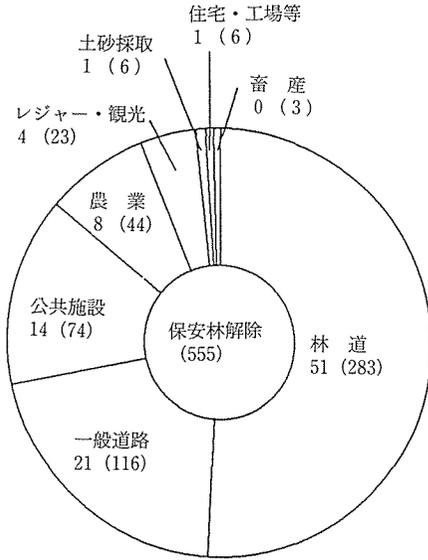


図16c 許可の種類別・用途別の許可面積の構成
期間：昭和150～63年度(累計)
単位：% ()は面積(ha)

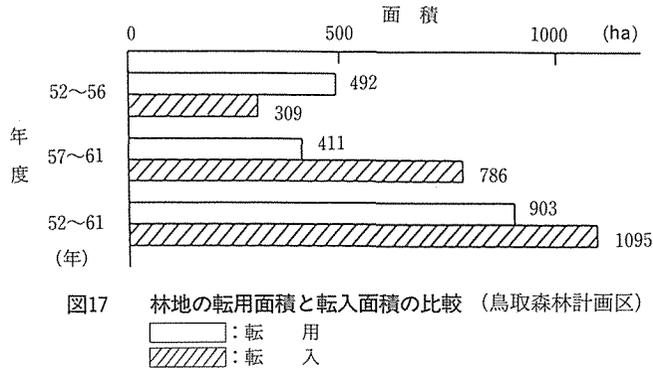


表1 転用面積の構成
鳥取森林計画区 (単位: ha)

年 度	52~56	57~61	52~61
レジャー	131	3	134
農 用	286	168	454
採石	12	9	21
道路	27	43	70
住宅	27	64	91
その他	9	124	133
合 計	492	411	903

表2 転入面積の構成
鳥取森林計画区 (単位: ha)

年 度	52~56	57~61	52~61	
原 野	40	377	417	
農 用 地	田・畑	154	162	316
	樹園	44	69	113
	採草	4	—	4
	小計	202	231	433
その他	67	178	245	
合 計	309	786	1095	

(2) 八頭地域森林計画区

八頭森林計画の転用面積および転入面積をみると図18、表3~4のようである。10年間のトータルでみると転用面積が181ha に対して、転入面積が673ha で、転入の方が大巾にうまわっている。

転用面積の内訳をみると、農業用地が52ha と多く、以下、道路用地の35ha、住宅地の6 ha、採石用地の5 ha、その他の82ha となっている。

転入面積の内訳をみると、農業用地が318ha(田、畑の193ha、樹園の105ha、採草地の20ha)、原野が108ha、その他が247ha となっている。

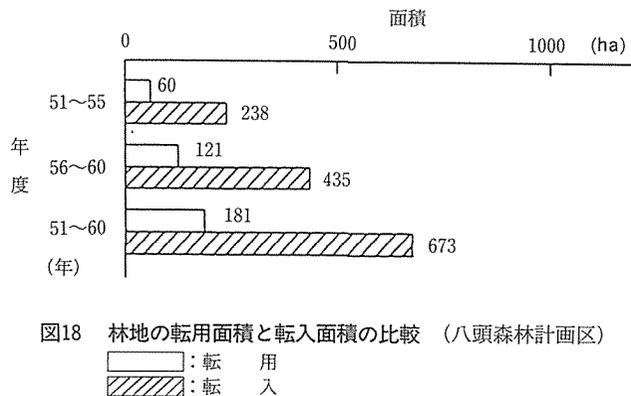


表3 転用面積の構成

八頭森林計画区 (単位: ha)

年 度	51~55	56~60	51~60
レジャー	1	0	1
農 用	22	30	52
採石	4	1	5
道 路	10	25	35
住 宅	2	4	6
そ の 他	21	61	82
合 計	60	121	181

表4 転入面積の構成

八頭森林計画区 (単位: ha)

年 度	51~55	56~60	51~60
原 野	5	103	108
農 用 地	田・畑	82	193
	樹 園	33	72
	採 草	12	8
	小 計	156	162
そ の 他	77	170	247
合 計	238	435	673

(3) 倉吉地域森林計画区

本計画区における転用面積および転入面積についてみると図19、表5~6のようである。10年間のトータルで見ると転用面積が1114ha に対して、転入面積は718ha であり、林地が396ha 減少している。転用面積の内訳をみると、農業用地が667ha とだんぜん多く、以下、道路用地の145ha、住宅用地の70ha、採石用地の7 ha、レジャー用地の3 ha、その他223ha となっている。

転入面積の場合は、農業用地279ha(田、畑の149ha、樹園の13ha、採草地の87ha)、原野の109ha、その他が330ha となっている。

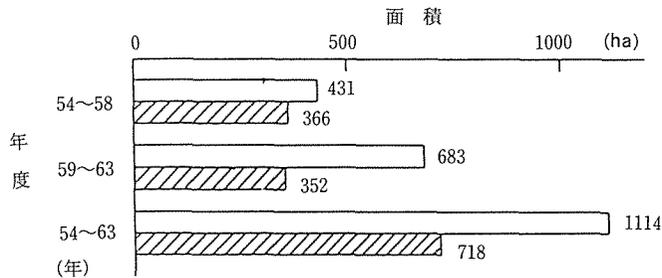


図19 林地の転用面積と転入面積の比較 (倉吉森林計画区)

□ : 転 用
 ▨ : 転 入

表5 転用面積の構成

倉吉森林計画区 (単位: ha)

年 度	54~58	59~63	54~63
レジャー	—	3	3
農 用	258	409	667
採石	5	2	7
道 路	39	106	145
住 宅	34	36	70
そ の 他	95	128	223
合 計	431	683	1114

表6 転入面積の構成

倉吉森林計画区 (単位: ha)

年 度	54~58	59~63	54~63
原 野	80	29	109
農 用 地	田・畑	42	149
	樹 園	21	22
	採 草	36	51
	小 計	164	115
そ の 他	122	208	330
合 計	366	352	718

(4) 米子地域森林計画区

本計画区における転用面積および転入面積をみると図20、表7～8のようである。

10年間でみると、転用面積が1162ha に対して転入面積が1092ha で、ごくわずかであるが林地が減少している。転用面積の内訳をみると、農業用地が457ha と最も多く、次いで住宅用地が329ha であるが、この計画区の住宅用地面積は5計画区中最も大きい値を示している。以下、道路用地140ha、レジャー用地23ha、採石地が10ha、その他が203ha となっている。

転入面積の方をみると、農業用地が394ha (田、畑が87ha、樹園が6 ha、採草が301ha)、原野239ha、その他が35ha となっている。

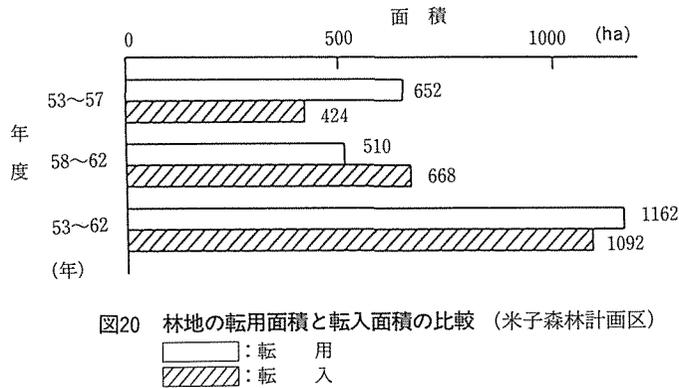


図20 林地の転用面積と転入面積の比較 (米子森林計画区)

□ : 転 用
 ▨ : 転 入

表7 転用面積の構成

米子森林計画区 (単位: ha)

年 度	53～57	58～62	53～62
レジャー	18	5	23
農 用	313	144	457
採 石	8	2	10
道 路	71	69	140
住 宅	58	171	329
そ の 他	84	119	203
合 計	652	510	1162

表8 転入面積の構成

米子森林計画区 (単位: ha)

年 度	53～57	58～62	53～62
原 野	64	239	303
農 用 地	田・畑	87	214
	樹 園	12	18
	採 草	154	455
	小 計	293	687
そ の 他	67	35	102
合 計	424	668	1092

(5) 日野地域森林計画区

本計画区における転用面積および転入面積をみると図21、表9～10のようである。

転用面積は10年間のトータルで158ha であるに対し、転入面積が565ha で、転入面積の方が大巾にうまわっている。転用面積の内訳は、農業用地が53ha、道路用地が46ha、住宅用地が29ha、採石用地が7 ha、レジャー用地が2 ha、その他が20ha となっている。

転入面積の方では、農業用地が331ha (田、畑が96ha、樹園が17ha、採草が218ha)、原野が125ha、その他が109ha である。

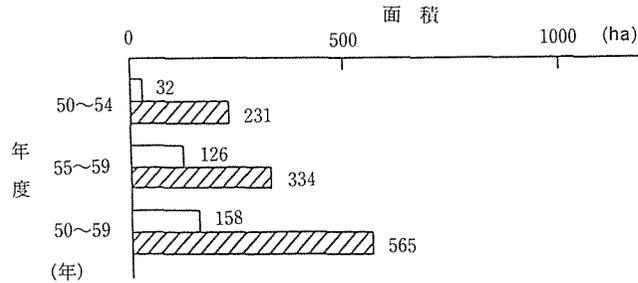


図21 林地の転用面積と転入面積の比較（日野森林計画区）

□：転用
 ▨：転入

表9 転用面積の構成

日野森林計画区

(単位：ha)

年 度	50~54	55~59	50~59
レジャー	—	2	2
農 用	6	47	53
採 石	5	2	7
道 路	11	35	46
住 宅	9	20	29
そ の 他	1	20	21
合 計	32	126	158

表10 転入面積の構成

日野森林計画区

(単位：ha)

年 度	50~54	55~59	50~59
原 野	3	122	125
農 用 地	田・畑	60	96
	樹 園	8	17
	採 草	114	218
	小 計	158	331
そ の 他	70	39	109
合 計	231	339	565

以上、各地域森林計画区ごとに10年間の転用面積および転入面積をみてきたが、転用面積も多いが、転入面積の方も意外と多いことがわかった。

鳥取、八頭、日野の3計画区では転入面積の方がうまわまっている。

各計画区における計画の樹立は1年ずつずれており、計画区間では最大5年のずれがあるため、10年間の鳥取県全体での転用面積および転入面積は各計画区のデータを合計して求めることはできなかった。

鳥取県における林地転用は、件数、面積とも増加傾向がみられる。面積においてゴルフ場造成を中心とするレジャー・観光用地の占める割合が大きくなってきている。

レジャー・観光などの開発は、鳥取県の活性化をもたらす有意義な面は認めるとしても、これらのことにより環境問題をひきおこす危険もあり十分気をつけなければならない。

鳥取県の場合、林地転用とともに林地転入も多く、両者の差は小さくバランスがとれているとみてよい。

しかし、このことが林地開発に問題がないということを意味するものでない。

例えば、林地転入の大部分は農地や原野が中心であり、これらは転入時点では森林として機能をもたないか、もっていても極めて小さい。

すなわち、いくら転入面積が多くても、それがただちに森林機能の充実にはつながりにくい。

それに対し、林地転用の場合は現存する森林を直接破壊して他に転用することが多いため、森林

機能の低下はさげられない。

つまり、林地転用により材木生産機能の低下はもとより、環境悪化をもたらし、周辺の住民生活に悪い影響をもたらす危険を多分にもっている。林地転用にあたってはこの点は十分配慮しなければならない。

ある程度の林地開発は、地域の活性化のためにも必要なことである。リゾート法が制定されたことにより、今後益々その必要性が高まっていくであろう。

しかし、森林機能の著しい低下、特に環境破壊には十分気をつけて開発を行わなければならない。

これからの林地開発は、地域の自然条件や社会条件等を考慮し、長期的展望のものにたてられた地域の全体計画の一環として行うことが最も望ましいことである。

IV 要 旨

本研究は、林地開発許可制度が制定された昭和49年度以降の14年間に、鳥取県において行われた林地開発について調べたものである。14年間の林地転用の総件数は1414件で、総面積は2780haである。

件数では、一般道路用地が31%、林道用地が27%で、この両者で58%となり、道路関係が大きなウェートを占めている。

面積では、農業用地が31%で最も多く、次いでレジャー、観光用地の19%である。しかし、農業用地は年々減少傾向があるのに対し、レジャー・観光用地面積の方は急速に増加してきており、この中でゴルフ場の占める割合は大きい。

地域別に転用面積をみると、西部が41%と最も多く、次いで東部の33%、中部の26%である。面積の内訳をみると地域によって差がみられる。東部はレジャー・観光が28%で最も多く、次いで農業の19%である。中部では、農業が54%と圧倒的に多く、次いで林道の14%である。西部は農業が27%で、レジャー、観光と公共施設がそれぞれ20%である。

許可の種類別でみると、転用面積に占める割合は連絡調整が49%と最も多く、次いで開発の31%、保安林解除の20%となる。連絡調整の中では、農業用地が50%で最も多く、次いで公共施設の20%である。開発ではレジャー・観光用地が52%と最も多く、次いで土砂採取用地の24%である。保安林解除では、林道用地が51%、次いで一般道路用地の21%である。

各地域森林計画区における最近10年間の林地転用と林地転入をみると、転用が転入をうわまわっているのは倉吉と米子の2つの計画区のみで、鳥取、八頭、日野の3つの計画区では転入の方が転用をうわまわっていた。

鳥取県では、林地の転用が行われている一方、林地の転入もかなり行われている。林地転用と林地転入のバランスが比較的とれていることは、必ずしも、林地開発に問題がないことを意味するものでない。林地開発は、あくまで環境問題をひきおこさない範囲で行い、そして地域の活性化に寄与するものでなければならない。

参 考 文 献

- 1) 鳥取県：鳥取県林業統計（1975）～（1988）
- 2) 鳥取県：鳥取県の土地（1984）
- 3) 鳥取県：鳥取県土地分類基本調査（1982）
- 4) 鳥取県：第3次鳥取県総合開発計画（1974）
- 5) 鳥取県：第5次鳥取県総合開発計画（1976）

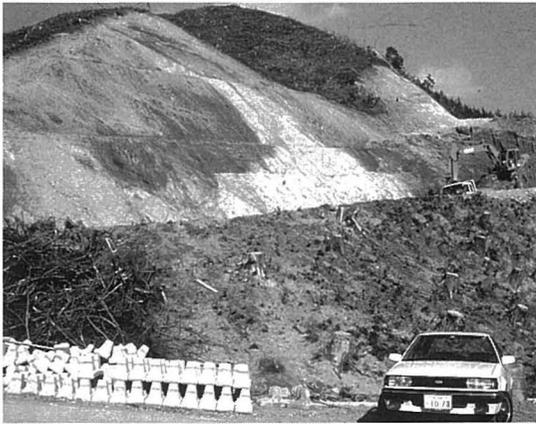


写真1 津ノ井ニュータウン造成地

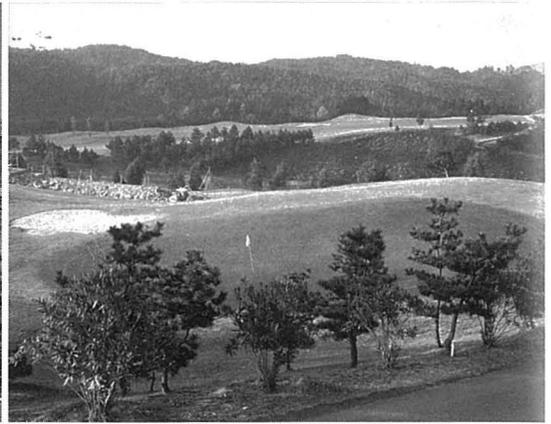


写真2 ゴルフ場造成地

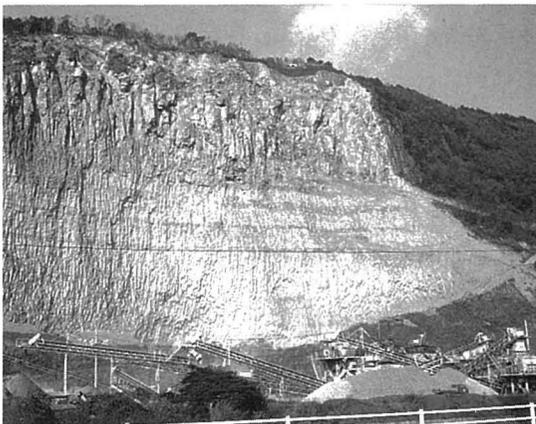


写真3 土砂採取造成地



写真4 一般道路造成地